

平成20年度組織改正について

(情報通信国際戦略局（仮称）及び情報通信審議会・郵政行政審議会)

平成20年2月

大臣官房秘書課

情報通信国際戦略局（仮称）の新設について

喫緊の課題である我が国情報通信産業の国際競争力の強化を推進し、通信・放送の融合・連携への対応などを諸外国に先駆けて実施するため、情報通信分野の国際戦略の企画立案を専担する局（情報通信国際戦略局（仮称））を設置する。
【平成20年8月1日発足予定】

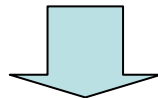
【具体的業務及びその効果】

情報通信国際戦略局（仮称）

国際競争力強化戦略の立案

（業務）

- ・我が国の強みのある分野の国際展開支援（地上デジタル、第三世代携帯、次世代IP等）



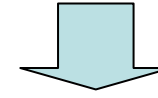
（効果）

- ・海外における国産技術の規格採用促進
- ・市場シェア獲得

通信・放送改革

（業務）

- ・国内市場のより一層の競争促進
- ・通信・放送の融合・連携に対応した制度改正



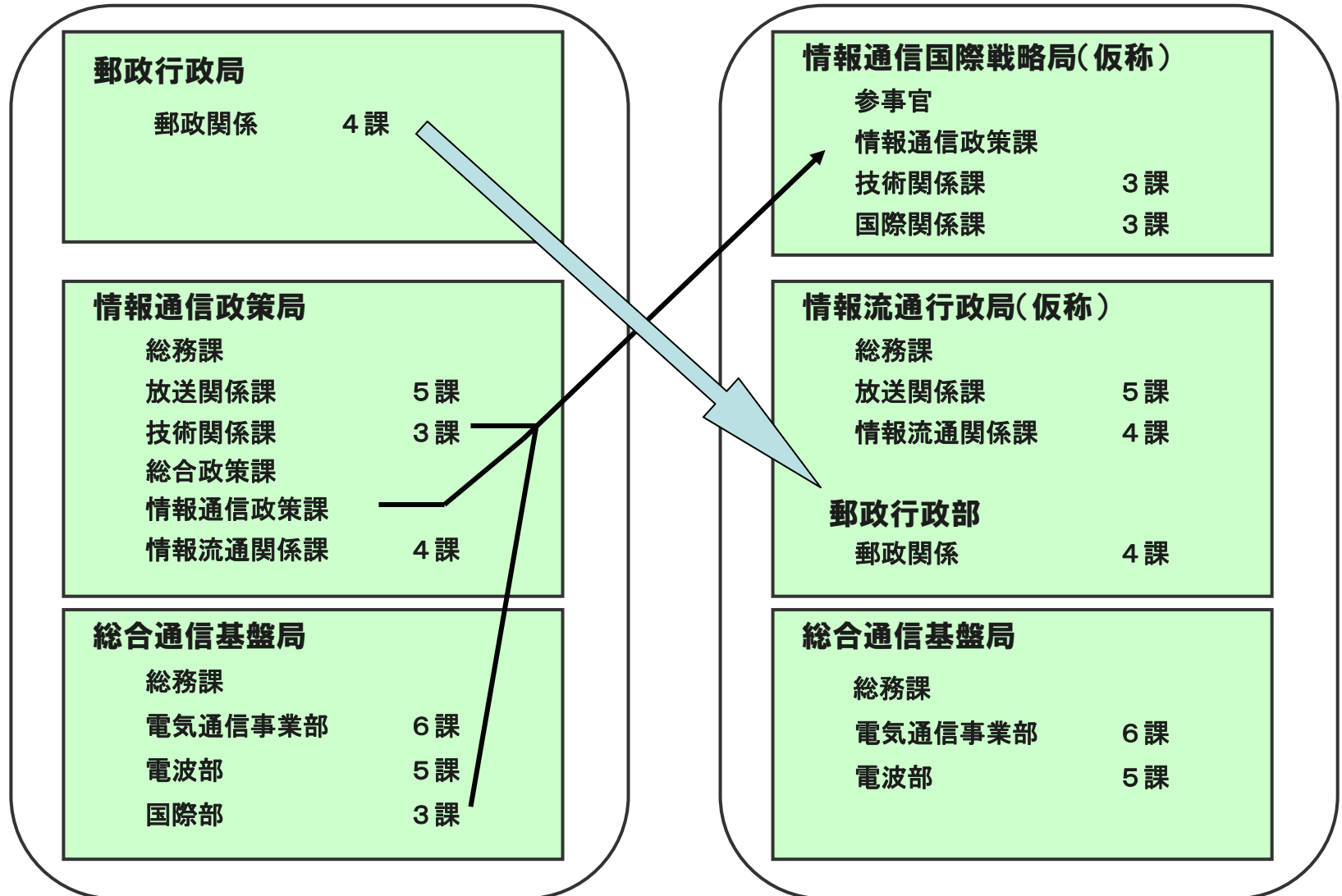
（効果）

- ・国内事業者の競争力強化
- ・イノベーションが起こりやすい環境の整備

組織改編後の体制図

現在

改編後(平成20年8月1日)



審議会見直しの基本的な考え方

新局設置及び情報通信政策局の所掌事務変更に伴い、審議会の所掌事務を「基本的政策審議型」と「法施行審議型」に改編【平成20年8月1日改編予定】

○情報通信審議会【基本的政策審議型】

－情報通信分野及び郵政行政分野における喫緊の政策課題に対応－

- ・ 情報通信分野においては、「ICT改革促進プログラム」や「ICT国際競争力強化プログラム」等を着実に実施するため各種施策の具体化を実施。
- ・ 郵政行政分野においては、郵便・信書便制度全般についての包括的・抜本的な見直しや、郵便、貯金、保険のユニバーサルサービスの提供の確保や郵便局ネットワーク水準の維持等に関する政策立案を推進。

○通信・郵政行政審議会（仮称）【法施行審議型】

－郵政行政審議会及び情報通信審議会における法施行型審議機能を集約化－

- ・ 通信、郵政等の分野に係る法施行型審議機能を集約させ、統一的かつ効率的な審議を実施。

審議会の体制・所掌について

情報通信審議会

【基本的政策審議・法施行型】

- 一 次に掲げる重要事項の調査審議
 - イ 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する政策に関する重要事項
 - ロ 郵便事業、郵便局の活用による地域住民の利便の増進、社会・地域貢献基金及び郵便認証司に関する重要事項
- 二 第一号イに掲げる重要事項に関し、総務大臣に意見陳述
- 三 第一号ロに掲げる重要事項に関し、関係各大臣に意見陳述
- 四 有線テレビジョン放送法、特定通信・放送開発事業実施円滑化法、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律、情報処理の促進に関する法律及び電気通信事業法の規定に基づきその権限に属させられた事項の処理

情報通信技術分科会

情報の電磁的流通及び電波の利用の技術に関する政策に関する重要事項の調査審議

郵政行政審議会

【法施行型】

- 一 郵便法、お年玉付郵便葉書等に関する法律及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づきその権限に属させられた事項の処理
- 二 旧郵便貯金法、旧郵便振替法、旧簡易生命保険法、旧郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律、旧郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定に基づきその権限に属させられた事項の処理

日本郵政公社経営・評価分科会

旧日本郵政公社の最終事業年度に係る業績評価、最終中期経営目標の達成状況についての評価及び最終事業年度に係る財務諸表の承認

情報通信審議会

【基本的政策審議型】

- 一 次に掲げる重要事項の調査審議
 - イ 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する政策に関する重要事項
 - ロ 郵便事業、郵便局の活用による地域住民の利便の増進、社会・地域貢献基金及び郵便認証司に関する重要事項
- 二 第一号イに掲げる重要事項に関し、総務大臣に意見陳述
- 三 第一号ロに掲げる重要事項に関し、関係各大臣に意見陳述

情報通信技術分科会

情報の電磁的流通及び電波の利用の技術に関する政策に関する重要事項の調査審議

通信・郵政行政審議会(仮称)

【法施行型】

- 次に掲げる法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項の処理
 - 一 有線テレビジョン放送法、特定通信・放送開発事業実施円滑化法、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律、情報処理の促進に関する法律及び電気通信事業法
 - 二 郵便法、お年玉付郵便葉書等に関する法律及び民間事業者による信書の送達に関する法律
 - 三 旧郵便貯金法、旧郵便振替法、旧簡易生命保険法、旧郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律、旧郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

郵政行政分科会(仮称)

- 次に掲げる法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項の処理
 - イ 郵便法、お年玉付郵便葉書等に関する法律及び民間事業者による信書の送達に関する法律
 - ロ 旧郵便貯金法、旧郵便振替法、旧簡易生命保険法、旧郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律、旧郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律